

株式移転に係る事後開示書面

(会社法第 811 条第 1 項第 2 号及び第 815 条第 3 項第 3 号並びに会社法施行
規則第 210 条に基づく開示事項)

2023 年 4 月 3 日

日本管財ホールディングス株式会社

日本管財株式会社

2023 年 4 月 3 日

株式移転に係る事後開示書面

兵庫県西宮市六湛寺町 9 番 16 号

日本管財ホールディングス株式会社

代表取締役社長 福田 慎太郎



兵庫県西宮市六湛寺町 9 番 16 号

日本管財株式会社

代表取締役社長 福田 慎太郎



日本管財株式会社(以下、「日本管財」といいます。)は、2022 年 6 月 17 日開催の第 57 期定時株主総会において承認された株式移転計画に基づき、2023 年 4 月 3 日をもって、株式移転設立完全親会社である日本管財ホールディングス株式会社（以下「日本管財ホールディングス」といいます。）を設立する株式移転（以下「本株式移転」といいます。）を行いました。本株式移転に際して、会社法第 811 条第 1 項第 2 号及び第 815 条第 3 項第 3 号並びに会社法施行規則第 210 条に定める開示事項は下記のとおりです。

記

1. 株式移転が効力を生じた日

2023 年 4 月 3 日

2. 株式移転完全子会社における会社法第 805 条の 2 の規定による手続きの経過

会社法第 805 条の 2 の規定により本株式移転の差止めを請求した株主はおりませんでした。

3. 株式移転完全子会社における会社法第 806 条、第 808 条及び第 810 条の規定による手続きの経過

日本管財は、会社法第 806 条第 3 項及び第 4 項並びに社債、株式等の振替に関する法律第 155 条第 2 項及び第 161 条第 2 項の規定に基づき、2022 年 6 月 21 日付で、日本管財の株主に対し、本株式移転をする旨、株式移転設立完全親会社である日本管財ホールディングスの商号及び住所並びに買取口座を電子公告により公告いたしました。会社法第 806 条第 1 項の規定により株式買取請求をした株主はおりませんでした。なお、本株式移転において、会社法第 808 条及び第 810 条の規定による手続きについては、該当事項はありません。日本管財は新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておらず、該当事項はありません。

4. 株式移転により株式移転設立完全親会社に移転した株式移転完全子会社の株式数

日本管財 普通株式 41,180,306 株

5. その他株式移転に関する重要な事項

- (1) 日本管財ホールディングスは、本株式移転に際して、本株式移転が効力を生ずる時点の直前時における日本管財の株主に対し、その保有する日本管財の普通株式 1 株につき日本管財ホールディングスの普通株式 1 株の割合をもって割当交付いたしました。

(2) 日本管財ホールディングス設立時の資本金および準備金に関する事項は 以下のとおりです。

- | | |
|-----------|-----------------|
| ① 資本金の額 | 3,000,000,000 円 |
| ② 資本準備金の額 | 75,000,000 円 |
| ③ 利益準備金の額 | 0 円 |

(3) 日本管財の普通株式は、2023 年 3 月 30 日をもって、東京証券取引所プライム市場において上場廃止となり、日本管財ホールディングスの普通株式は、2023 年 4 月 3 日をもって東京証券取引所プライム市場において新規上場いたしました。

以上

